

区役所での法律相談

【令和8年9月1日現在】

大阪市の各区役所では、大阪市民（大阪市内在住者）を対象に、弁護士による法律相談を無料で行っております。（面談による相談のみ実施）
大阪市内にお住まいの方は、いずれの区役所でも相談を受けることができます。（大阪市以外にお住まいの方はご利用いただけません。）

相談時間 **13:00～17:00(相談時間:1組1案件30分以内)**
相談日・実施場所（区役所）等は、下記一覧のとおりです。

区 名	相談日(※1)	一般的なお問合せ ※予約を除く (各区法律相談担当)	区役所所在地	最寄り駅	オンライン 予約
北 区	第 1 ・ 3 水曜日	06-6313-9683	北区扇町2-1-27	(Osaka Metro)扇町/(J R)天満	
都 島 区	第 1 ・ 2 ・ 3 水曜日	06-6882-9683	都島区中野町2-16-20	(シティバス)都島区役所前	
福 島 区	第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 火曜日	06-6464-9683	福島区大開1-8-1	(Osaka Metro)野田阪神/(J R)野田	
此 花 区	第 2 ・ 4 月曜日	06-6466-9683	此花区春日出北1-8-4	(シティバス)此花区役所/(阪神)千鳥橋	
中 央 区	第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 火曜日	06-6267-9683	中央区久太郎町1-2-27	(Osaka Metro)堺筋本町	
西 区	第 1 ・ 3 金曜日	06-6532-9683	西区新町4-5-14	(Osaka Metro)西長堀	
港 区	第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 火曜日	06-6576-9625	港区市岡1-15-25	(Osaka Metro/ J R)弁天町	
大 正 区	第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 水曜日	06-4394-9683	大正区千島2-7-95	(シティバス)大正区役所前	
天王寺区	第1火曜日・第2水曜日 ・第3木曜日・第4金曜日	06-6774-9683	天王寺区真法院町20-33	(Osaka Metro)四天王寺前夕陽ヶ丘/(J R)桃谷	
浪 速 区	第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 水曜日	06-6647-9683	浪速区敷津東1-4-20	(Osaka Metro)大国町	
西淀川区	第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 木曜日	06-6478-9683	西淀川区御幣島1-2-10	(J R)御幣島	
淀 川 区	第 1 ・ 3 水曜日、第 2 ・ 4 火曜日	06-6308-9683	淀川区十三東2-3-3	(阪急)十三	
東淀川区	第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 木曜日	06-4809-9683	東淀川区豊新2-1-4	(シティバス)豊新二丁目/東淀川区役所前	
東 成 区	第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 木曜日	06-6977-9683	東成区大今里西2-8-4	(Osaka Metro)今里	有(※2)
生 野 区	第 2 ・ 3 ・ 4 火曜日	06-6715-9683	生野区勝山南3-1-19	(シティバス)生野区役所	
旭 区	第 1 ・ 3 ・ 4 水曜日	06-6957-9683	旭区大宮1-1-17	(Osaka Metro)千林大宮/(京阪)森小路	
城 東 区	第 2 ・ 3 ・ 4 水曜日	06-6930-9683	城東区中央3-5-45	(Osaka Metro)蒲生四丁目/(京阪)野江/ (J R) J R野江	
鶴 見 区	第 2 ・ 4 金曜日	06-6915-9683	鶴見区横堤5-4-19	(Osaka Metro)横堤	
阿倍野区	第 1 ・ 3 水曜日	06-6622-9683	阿倍野区文の里1-1-40	(Osaka Metro)文の里	
住之江区	第 1 ・ 2 ・ 4 火曜日	06-6682-9683	住之江区御崎3-1-17	(シティバス)住之江区役所前	
住 吉 区	第 1 ・ 3 木曜日、第 2 ・ 4 水曜日	06-6694-9683	住吉区南住吉3-15-55	(南海)沢ノ町/(J R)我孫子町	
東住吉区	第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 火曜日	06-4399-9683	東住吉区東田辺1-13-4	(Osaka Metro)駒川中野	
平 野 区	第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 木曜日	06-4302-9683	平野区背戸口3-8-19	(Osaka Metro)平野	
西 成 区	第 1 金曜日、第 3 火曜日	06-6659-9683	西成区岸里1-5-20	(Osaka Metro)岸里	

- ※1・祝日は実施しません。ただし、日程を変更して実施することがあります。詳しくは事前に各区役所にお問い合わせください。
 - ・ゴールデンウィーク、お盆時期、年末年始は、実施しません。
 - 令和8年度は、以下の期間です。
 - 4月29日～5月6日、8月11日～16日、12月28日～1月8日
- ※2 東成区では、行政オンラインシステムにより、相談日の13日前午前9時から翌週火曜日午後5時30分に予約を受け付けています。

電話予約受付

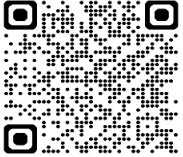
- ・予約受付期間：相談日1週間前（閉庁日の場合はその前開庁日）の正午～相談日当日午前10時
- ※予約受付期間終了後の電話・窓口での受付は行いません。

- ・予約受付専用番号：**050-1808-6070**

- ※A Iによる自動受付となりますので、ゆっくりとお話してください。
- ※上記予約専用電話では、区役所での弁護士による法律相談の他、弁護士以外の専門家による家庭問題相談や税務相談などの予約を受け付けています。
- ※ショートメッセージに対応した携帯電話やスマートフォンであれば、予約受付後に予約内容を記載したメールが送信されます。
- ※メンテナンス等のため、一時的にご利用できない場合がありますので、ご了承ください。
- ※電話による予約が困難な方は事前に各区役所にお問い合わせください。

注意事項

- ・法律相談を受ける際は、必ず、予約時間の10分前までに受付窓口にお越しください。
- ・相談時間は、相談後に弁護士が記録を作成する時間や入れ替りの時間なども含めて30分以内となっておりますので、厳守してください。
- ・相談時間が限られておりますので、相談内容や事実の流れ等のメモがあると、相談時間を有効にご利用いただけます。
- ・この法律相談では、弁護士がどのようなお困りごとか事情を伺い、お聞きした情報の範囲の中で、法律に照らして判断し、一般的なアドバイスを
行うものです。回答がご希望に沿わない内容となる場合もありますので、ご了承ください。
- ・できるだけ多くの方にご利用いただくため、同一・同種の案件について、反復的・継続的に専門相談をご利用になることはご遠慮ください。
- ・専門相談事業の中止に関する事務取扱要領に基づき、相談事業を中止することがあります。詳しくは大阪市ホームページをご確認ください。



東成区オンライン予約ご案内

★★各種専門相談の中止基準

○相談日当日、大阪市内に暴風警報若しくはレベル4危険警報以上が発表され、午前11 時の時点で解除されていない場合。

○相談日当日、大阪市内に震度5弱以上の地震が発生した場合。

○大阪市災害対策本部より災害対策活動を優先する指令があり、相談日前日までに解除されない場合。

○上記のほか、市民及び従事者の安全確保ができないと予測される場合並びに交通機関のダイヤの大幅な乱れや運休又はそれらが予測され、従事者の確保が困難な場合。

○その他、市民局長が専門相談事業の実施が困難であると判断した場合。